

**新千歳－神戸線誘客プロモーション及び地元企業の物産プロモーション企画運營業務
公募型プロポーザル実施要領**

1. 業務の概要

(1) 委託業務名

新千歳－神戸線誘客プロモーション及び地元企業の物産プロモーション企画運營業務

(2) 業務目的

北海道エリアにおいて、神戸の地場産品をはじめとする地元企業の物産プロモーションや新千歳－神戸線誘客プロモーション、さらに神戸の観光PRを一体で実施することにより、神戸への誘客促進を図る。

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年10月31日まで

(5) 契約上限額

金 6,600,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

2. 事業者選定スケジュール

令和8年4月7日（火）	公募開始
令和8年4月14日（火）	質問受付期限
令和8年4月20日（月）	質問回答期限
令和8年5月15日（金）	応募提案書締切
令和8年5月中・下旬	委託事業者選定委員会の開催
令和8年6月初旬予定	委託候補者の決定・契約締結

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

当財団と受託者で委託契約を締結する。契約内容は当財団と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。（当財団は、受託事業者と協議の上、企画提案された内容の一部の変更を求めることがある。）なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結せず、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、当財団の検査を経て、受託者の請求に基づき支払う。

(3) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (3) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）による指名停止又は指名留保の措置期間中でない者であること。
- (4) 業務運営に関し各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (7) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること。
- (8) 本業務と類似業務を受託または自ら実施した実績があること。
- (9) 共同企業体による受託も可能だが、その場合は代表者及び構成員が上記(1)から(8)を全て満たすこと。また、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。

5. 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付

- ① 受付期間 令和8年4月7日（火）から令和8年4月14日（火）午後5時まで
- ② 提出方法 電子メールで提出

質問票（様式第3号）に質問を記入し、担当部署宛に電子メールで提出すること。その際、必ず担当者まで電話により受信の確認を行うものとする。

なお、電話等による質問は受け付けない。

電子メールのタイトルは必ず「札幌 公募型プロポーザル質問」とすること。

③ 回答方法

受け付けた質問については、令和8年4月20日（月）までに、当財団ホームページにおいて回答する。なお、質問者の氏名は公表しない。

④ その他

回答については、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

(2) 応募書類の提出

- ① 受付期間 令和8年4月7日（火）から令和8年5月15日（金）午後5時まで
- ② 提出先 公益財団法人こうべ産業・就労支援財団 (business@kobe-ipc.or.jp)
- ③ 提出書類 (次ページ参照)

	提出書類	留意事項	提出方法
【必須】	a. 参加資格確認書 (様式第1号)		電子メールで提出。 その際、必ず担当者まで電話により受信の確認を行うものとする。
	b. 企画提案書	ア. 様式自由・A4サイズで印刷可能なもの。 イ. 企画提案書は、合わせて概ね20ページ以内に収め、必ずページ番号を付記すること。 ウ. 必須記入項目は、下記のとおりとする。 a 全体のコンセプト、期待される効果等 ※プロモーションのターゲット(世代・性別等)を設定し提案すること。 b 類似業務の実績 c 広報・PRに関する計画 d 本業務の実施スケジュール	
	c. 見積書	様式任意・A4サイズで印刷可能なもの。 内訳がわかるように記載すること。	
	d. 会社概要	企業、団体等の概要がわかる資料 ※直近事業年度のもの、パンフレット等も可	
	e. 法人登記簿 謄本※	提出日から起算して3か月以内に発行された 正本	
	f. 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、区市町村税の各納税証明書※	直近1年分、写しでも可 ※滞納がないことを納税証明により証明すること。 ※当該市町村にて上記様式がない場合は各市町村民税の納付を証する証明書様式にて提出すること。	
(必要な場合)	g. 共同企業体結成届出書 (様式第2号)	※共同企業体での参加を希望する場合のみ提出すること。	郵送又は持参により提出(各1部)

※ 上記e及びfの資料は、神戸市の入札参加資格がある場合及び直近3か月以内に神戸市経済観光局に別件で提出しており、かつ内容に変更がない場合は提出不要。また、共同企業体の構成員となる企業についても提出すること。

6. 選定方法・結果の通知・契約

(1) 選定委員会の実施

本企画提案の審査については、「新千歳－神戸線誘客プロモーション及び地元企業の物産プロモーション企画運営業務」委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が行い、その意見を受けて選定する。

選定委員は、提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーションの内容に対する審査を行い、評価基準により最も優れた企画・提案能力を有する事業者を特定し、最優秀提案者と

して契約の相手方の候補者とする。

①開催日時 : 令和8年5月中下旬(予定)

②場所 : オンラインにて実施

③内容 : 企画提案書等(様式自由)によるプレゼンテーション及び質疑応答
(プレゼンテーション15分程度、質疑応答15分程度を予定)

④その他 : 説明は本業務に携わる者(責任者又はこれに準ずる者)が行うこと。
日時、場所、実施方法など詳細については、後日当財団から連絡する。

(2) 選定基準

評価項目	内容	配点
1. プロモーション全体に係る方針(80)	①考え方が明確で目的に沿った効果的な提案となっているか。	10
	②プロモーションのターゲット(世代・性別等)に効果的な提案となっているか。	10
	③地元企業の魅力が十分に伝わるような物産プロモーションとなっているか。	20
	④神戸観光および就航路線の航空会社の魅力が発信できる方法・構成となっているか。	20
	⑤神戸を訪れてみたいと思えるような提案となっているか。	10
	⑥広報・PRが十分な内容か。	10
2. スケジュール及び実施計画の妥当性(10)	事業全体のスケジュール及び実施計画が明確であり、目標達成に向け妥当であるか。	10
3. 見積価格(10)	価格点=10点満点×(最低見積価格/事業者の提案価格) ※小数点第1位四捨五入	10
合計		100

(3) 注意事項

①評価点の合計が60点に達していない場合は、委託予定事業者として選定しない。

企画提案者が1者であっても同様の扱いとする。

②委託予定事業者とは契約締結協議を行うこととし、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を可能とする。

③委託予定事業者が辞退又はこの公募型プロポーザル募集要領の規定に違反した事等を理由に協議が不調のときは、選定委員会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

④評点が最も高い事業者が複数いる場合は、内容点のうち、「1. プロモーション全体に係る

方針」のうち、③と④の合計点が高い事業者を候補者とする。

(4) 選定結果の通知・公表

評価結果及び選定結果は、決定後、全ての参加者に速やかに通知し、また、当財団ホームページで公表する。当財団ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の参加者の総得点を掲示する。

7. その他

- (1) 企画提案書の作成に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は、選定結果の如何にかかわらず返却しないものとする。
- (3) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 提出後の記載内容の変更や2通以上の企画提案書の提出は認めないものとする。
- (5) 企画提案書の著作権は参加者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、参加者が負う。

8. 問い合わせ先及び書類の提出先

公益財団法人 こうべ産業・就労支援財団 ビジネス開発部

【所在地】神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号 神戸市産業振興センター6階

【電話番号】078-360-3209

【Eメール】business@kobe-ipc.or.jp

※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時

※持参による場合は、事前に電話連絡すること。

※郵送の場合は、送付記録が残る方法により期限までに提出場所に必着とすること。

以上